③　入札の締切　平成30年９月14日午後４時まで
④　開札日時　平成30年９月25日午前11時
⑤　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　競争参加資格確認通知の翌日から入札締切の日まで（利付国債の提供の場合は、平成30年８月29日まで）

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成30年６月27日
支出負担行為担当官
中部地方整備局長　塚原　浩一
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23
○第１号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　Ｈ30高山地方合同庁舎建築工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　岐阜県高山市昭和町２丁目220
⑷　工事内容　庁舎の新築を行う。
敷地面積：4,015㎡
（庁舎）　新築一式
建物用途：庁舎
構　　造：鉄筋コンクリート造
建物規模：地上４階建　延べ床面積　5,557㎡
⑸　全体工期　契約締結日の翌日から平成32年７月31日まで（工事の始期は平成31年１月15日とする）
本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。
余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約4,000㎥、鉄筋　約740ｔ
⑺　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、企業・技術者の能力等、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。なお、上記取り組みの詳細については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：http://www.cbr.mlit.go.jp/
「企業と自治体」―「入札・契約情報」―「工事」―「総合評価運用ガイドライン（工事関係）」に記載されているとおりである。
⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。
⑽　本工事は、入札書及び技術提案書等の同時提出を行う工事である。
⑾　本工事は、40歳以下の技術者を主任技術者又は監理技術者にて配置する場合、工事成績において評価する「若手技術者登用・育成工事」の試行工事である。
⑿　本工事は、受注者の希望により週休２日相当を確保した施工を実施できる試行の対象工事（週休２日促進工事）である。ただし、実施については、施工計画書を提出する前に監督職員と協議するものとする。
⒀　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⒁　本工事は、段階的選抜方式における一次審査に係る申請書（以下「申請書」という。）及び段階的選抜方式における一次審査に係る確認資料（以下「確認資料」という。）を提出した者のうち、一次審査の審査評価点合計が上位の者（以下「一次選抜者」という。）以外の競争参加者による入札を無効とする段階的選抜方式の工事である。一次選抜者は、一次審査の審査評価点合計が上位10者（審査評価点合計が同じ者が複数いる場合は、そのすべての者を含む。）とする。ただし、一次審査の審査評価対象者が10者を超える場合は、10者を超えた者のうち上位半数（少数が発生した場合は少数第１位を切上）の者（審査評価点合計が同じ者が複数いる場合は、そのすべての者を含む。）を加える。
⒂　本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。詳細は入札説明書による。
⒃　本工事は、「ＢＩＭモデルを活用した施工計画」の試行を行う対象工事である。
⒄　本工事は、「ＩＣＴ建築土工を活用した施工」の試行を行う対象工事である。
⒅　本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化（以下、「電子小黒板」という。）を活用した工事写真の撮影」の試行を行う対象工事である。
⒆　本工事は、受注者が技術提案及び工事中に施工合理化に関する提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する。ただし、上記⒃、⒄及び⒅に示す技術及び情報共有システムのうち、追加特記仕様書にて指定した範囲を除く。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る平成29・30年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく平成29・30年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価（共通）点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成15年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、下記に示す同種工事を施工した実績（民間の実績でも可）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成15年度以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。
同種工事
次の㋐～㋒に掲げる要件を全て満たす、新築又は増築工事のうち、躯体・外装のほか、内装を含む建築一式工事を施工した実績（民間の実績でも可）を有すること。なお、㋐～㋒は同一工事かつ１棟の建物であること。
㋐　建物用途　車庫、倉庫及び共同住宅を除く
㋑　構　　造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
㋒　建物規模　地上２階建以上で延べ床面積3,000㎡以上
⑹　技術提案（以下「技術提案書」という）が発注者の設定している標準案と同等以上であること。
⑺　次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　上記⑸に掲げる工事の経験を有する者であること。（ただし、配置する技術者が平成15年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を実績評価期間以前に加えることができる。）なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
③　当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。